

住まいのかわら版 No.35

9月に入っても、まだまだ暑い日が続いています。
今回は、介護保険について初歩的なことを調べてみました。
お役に立てれば…と思っています。 m≡∞(._.)∞≡m

◆介護保険ってなに？◆

●制度はいつから？⇒2000年(平成12年)4月か

◆加入する人は？◆

★第1号被保険者★
65歳以上の人。

・サービスが利用できる人は？(介護保険に加入している人。)

↓
要介護状態の人。(常に介護を必要とする状態。)

要支援状態の人。(日常生活に支援が必要な人。)

・保険料の支払いは？

★第2号被保険者★
40歳から64歳までの医療保険に加入している人。

・サービスが利用できる人は？(介護保険に加入している人)

↓
老化が原因とされる15種類の病気により、要介護・要支援状態になった人。

・保険料の支払いは？

★利用料の自己負担は？

◆介護保険のサービスを受けたときは、原則としてかかった費用の1割を負担。

◆施設に入った場合は、費用の1割のほかに食費や日常生活費も負担。

◆1割の負担額が高額になった場合、自己負担の上限が決まっています。所得によっても、上限が

当社では資材を大事にしています。

建築資材の切れ端(ボード・ベニヤ・桧木・角材等)が必要な方は気軽にお電話ください。
無料でお譲りいたします。
日曜大工などにお役立てください。

◆介護保険で、どんなサービスが受けられるの？

★要支援状態の方。

・在宅サービス。
(施設のサービスは受けられません。)

★要介護状態の方。

・在宅サービス。
・施設サービス。

◆在宅サービス◆

●家庭を訪問するサービス。

・ホームヘルパーの訪問。《訪問介護》
・看護師などの訪問。《訪問看護》
・リハビリの専門職の訪問。《訪問リハビリテーション》
・入浴チーム訪問。《訪問入浴介護》
・医師、歯科医師、薬剤師、栄養士、歯科衛生士による指導。《居宅療養管理指導》

●日帰りで通うサービス。

・日帰り介護施設(デイサービスセンター)などへの通所。《通所介護(機能訓練、食事・入浴など)》
・老人保健施設などへの通所。《通所リハビリテーション(デイケア)》

●施設への短期入所サービス。

・特別養護老人ホームや老人保健施設などへの短期入所。《短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)》

●福祉用具の貸与・購入や住宅の改修。

・福祉用具の貸与。(車椅子、特殊寝台など)
・福祉用具の購入費の支給。(腰かけ便座、入浴用いすなど)
・住宅改修費の支給。(手すりの取付や段差の解消など)

●その他。

・痴呆性老人のグループホーム。《痴呆対応型共同生活介護》
・有料老人ホームでの介護。《特定施設入所者生活介護》

◆施設サービス◆

●特別養護老人ホーム。《介護老人福祉施設》

●老人保健施設。《介護老人保健施設》

●介護職員が手厚く配置された病院など。《介護療養型医療施設》

・療養型病床群。
・老人性痴呆疾患療養病棟。

◆要介護認定とサービスの利用方法は？(介護が必要な方…困ったら)

◆要介護認定の申請窓口◆

①住所地の市町村の保険福祉(介護保険)担当窓口。
②居宅介護支援事業者(ケアプラン作成事業者)の窓口や、特別養護老人ホーム、老人保健施設などの介護保険施設の窓口。
・本人や家族、資格を持つ代理人が申請。

-----市町村などの窓口-----

・主治医の意見書。(主治医がいない場合、市町村の窓口に相談しましょう。)
・訪問調査。(一次判定後、市町村の職員などが訪問し、面接調査します。)

◆介護認定審査会◆(保険・医療・福祉の学識経験者による判定)

・訪問調査の結果と、主治医の意見書に基づき、判定します。(要支援・要介護状態か否)

◆認定

(要介護認定は、原則として6ヶ月ごとに見直されます。)
要支援。要介護(5段階に分かれます。)

↓
・介護サービス計画。(本人の希望を尊重して介護支援の専門員がサービスの利用計画を作ります。)

↓
・在宅介護サービス 及び 介護保険施設へ。

◆非該当。

↓
・自立。(介護保険のサービスは受けられませんが、市町村独自の事業として介護保険以外のサービスを受けられる場合があります。)

★介護認定後の、介護サービスの例★

要介護	介護の状態	介護サービス例
要支援	・要介護とは認められないが、社会的支援を要する状態。 (食事・排泄・衣類の着脱は概ね自立している)	週2回の通所リハビリテーション
要介護①	・生活の一部について、部分的に介護を要する状態。 (食事・排泄・衣類の着脱のいずれも概ね自立)	毎日何らかのサービス
要介護②	・中程度の介護を要する状態。 (食事・衣類の着脱は何とか自分で行えるが、)	週3回の通所リハビリテーション、または通所介護を含む
要介護③	・重度の介護を要する状態。 (食事・衣類の着脱のいずれも一部介助を必要とする。排泄は全面的な介助が必要。)	夜間・早朝の巡回訪問介護等1日2回のサービス (医療が必要な場合…週3回の訪問看護サービス) (痴呆の場合…週4回の通所)
要介護④	・最重度の介護を要する状態。 (食事・排泄・衣類の着脱のいずれも全面的な介助を必要とする。尿意、便意が伝達されない)	夜間・早朝の巡回訪問介護等1日2～3回のサービス (医療が必要な場合…週3回の訪問看護サービス) (痴呆の場合…週5回の通所)
要介護⑤	・過酷な介護を要する状態。 (寝たきりの状態であり、意思の伝達が困難。食事・排泄・衣類の着脱のいずれも全面的な)	夜間・早朝の巡回訪問介護等1日3～4回のサービス (医療が必要な場合…週3回)

中 西 建 設

〒818-0058 筑紫野市 湯町1丁目11-1

